

箕輪町犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱を次のように定める。ただし、告示日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

令和 7 年 4 月 1 日

箕輪町長 白鳥 政徳

箕輪町犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、箕輪町犯罪被害者等支援条例（令和 7 年箕輪町条例第 1 号）第 12 条の規定に基づき、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者及びその家族が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活に要する費用の一部に対して、予算の範囲内で箕輪町犯罪被害者等日常生活支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害 犯罪行為（被害届等により被害を受けたことが確認できるものに限る。）による死亡又は重傷病をいう。

(3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

(4) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時において次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次号において同じ。）

イ 犯罪被害者の 2 親等以内の親族

(5) 家族 犯罪被害者が犯罪行為により重傷病を負った時において次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者

イ 犯罪被害者の 2 親等以内の親族

(6) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に

要する期間が1か月以上で、かつ、3日以上入院を要する（精神疾患である場合は、療養に要する期間が1か月以上で、かつ、3日以上勤務に服することができない程度であることを要する。）と医師に診断されたものをいう。

（7）町民 町内に住所を有する者、町内に居住する者及びこれに類する者であると町長が認める者をいう。

（対象者）

第3条 この助成金の交付対象となる者は、次条の表に規定する助成の対象となる支援を受ける時及び第6条に規定する申請をする時において、町民である者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）犯罪被害者

（2）遺族

（3）家族

（助成の対象となる支援、交付要件及び助成の対象となる費用並びに助成の額等）

第4条 助成の対象となる支援、交付要件及び助成の対象となる費用並びに助成の額等は、次の表のとおりとする。

助成の対象となる支援	交付要件及び助成の対象となる費用	助成の額等
家事、育児及び介護支援	犯罪被害を受けたことにより日常生活を営むことについて支障があると認められる犯罪被害者、遺族又は家族（以下「犯罪被害者等」という。）が次に掲げるサービスを利用する場合の費用。ただし、他の制度（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における居宅介護又は介護保険法（平成9年法律第123号）における訪問介護等）を利用した場合の自己負担分の費用については、助成しない。 （1）家事援助 調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物その他の必要と認められる家事援助 （2）育児援助 保育園、幼稚園等への送迎、保育その他の必要と認められる育児援助 （3）介護援助 介護が必要な者の見守り、食事介助、排せつ介助その他の必要と認められる介護援助サービス	1時間につき5,000円を限度とし、かつ、通算で72時間分を限度とする。
配食支援	犯罪被害を受けたことにより外出が困難となり、健康の維持等を図るための食事を用意することに支障がある犯罪被害者等が、配食サービスを利用する場合の費用	1人1日につき1,000円を上限とする。ただ

		し、利用の初日から起算して30日分を限度とする。
一時保育支援	犯罪被害を受けたことにより、扶養する就学前の子の家庭での保育に支障が生じた犯罪被害者等が、一時的な預かり保育を利用する場合の費用	1回につき3,000円を限度とし、かつ、通算で10回分を限度とする。
住居の復旧及び防犯対策支援	犯罪被害の当時居住していた住居の復旧に要する費用及び防犯対策に係る費用	通算で30万円を限度とする。
転居支援	犯罪被害を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等（当該住居に居住し続けることにより精神的不調を来すおそれや二次被害若しくは再度の犯罪被害を受けるおそれがあるもの又は従前の住居が犯罪行為により滅失し若しくは著しく損壊したものに限る。）が、転居する場合の費用。ただし、他の地方公共団体から同種の支援を受けていないこと。	1回につき20万円を限度とし、かつ、通算で2回分を限度とする。
カウンセリング等支援	犯罪被害者等が犯罪被害を受けたことによる精神的な被害の軽減又は回復のために、公認心理師等によるカウンセリング及び精神科等診療を受ける場合の費用	1回につき5,000円を限度とし、かつ、通算で10回分を限度とする。
報道対応支援	犯罪被害者等が犯罪被害を受けたことによる報道機関の対応等を弁護士に依頼する場合の費用	通算で23万円を限度とする。
弁護士相談支援	犯罪被害者等が犯罪被害によって生じる法律问题について、弁護士に相談する場合の費用	1回につき1万円を限度とし、かつ、通算で3回分を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象費用について町の他の補助金等の交付を受け

た場合は、当該交付を受けた額を控除して得た額を助成の対象となる費用とする。
(助成金を交付しないことができる場合)

第5条 町長は、次に掲げる場合には、助成金を交付しないことができる。

- (1) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者等と加害者との間に3親等以内の親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があったとき。
ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又は次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。

ア 犯罪被害者が18歳未満の者で助成金を受給する立場であった場合又は18歳未満の者を監護していた場合

イ 犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者に該当する者であって、その加害者に対し同法第13条に規定する保護命令が発せられている場合

ウ 当該犯罪行為が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合

(ア) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待と認められる場合

(イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待(同条第4項第2号に掲げる行為を除く。)と認められる場合

(ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待(同条第6項第2号に掲げる行為を除く。)と認められる場合

- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

- (3) 犯罪被害者等が、箕輪町暴力団排除条例(平成23年箕輪町条例第15号)に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者であった場合

- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者等が加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(助成金の交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする遺族(当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあつては、当該者の法定代理人。以下「助成金交付対象遺族」という。)は、箕輪町犯罪被害者等日常生活支援助成金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び犯罪被害申告書(様式第2号。以下「申告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を町が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略させることができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他の当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

- (2) 助成金交付対象遺族が申請時において、町内に住所を有する者又は居住する者であることを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票等)

- (3) 助成金交付対象遺族の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を明らかにする

ことができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(4) 助成金交付対象遺族が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び助成金交付対象遺族の親族、友人、隣人等の申述書等）

(5) 領収証、契約書その他の助成対象費用の内容を証する書類

(6) その他町長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする犯罪被害者又は家族（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあっては、当該者の法定代理人）は、申請書及び申告書に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を町が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略させることができる。

(1) 犯罪被害者が重傷病に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患である場合は、労務に服することができない日数）及び病名を明記したものに限る。）

(2) 犯罪被害者又は家族が申請時において、町内に住所を有する者又は居住する者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

(3) 家族の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(4) 領収証、契約書その他の助成対象費用の内容を証する書類

(5) その他町長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、町長が認めたときは、第1項各号又は前項各号に掲げる書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

（申請期限）

第7条 前条の規定による申請の期限は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時から1年以内（精神疾患である場合は、医師の診断があった日から1年以内）とする。この場合において、当該申請は、支援を受けた日の属する年度ごとに行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、他の地方公共団体が実施する犯罪被害者等に対するカウンセリング等支援を受けた者が行うカウンセリング等支援に係る申請の期限は、当該地方公共団体が実施するカウンセリング等支援の最終実施日から起算して1年以内とする。

3 第1項前段の規定にかかわらず、転居支援に係る2回目の申請の期限は、1回目の転居日から起算して1年以内とする。

4 前3項の規定にかかわらず、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

（交付決定等）

第8条 町長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する審査に際し、同項の申請を行った者その他関係者に対し、

当該申請に係る状況等について調査をすることができる。

3 町長は、第1項に規定する審査に際し、必要があると認めるときは、警察その他の関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、第1項に規定する助成金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。）後においても適用があるものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定を取り消すことができる。

（1）この要綱に定める助成金の交付の資格を有していないことが判明したとき。

（2）偽りその他不正な手段により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、町長が当該交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

（助成金の返還）

第10条 前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の交付を受けた者は、町長が定める日までに助成金を返還しなければならない。

様式第1号（第6条関係）

箕輪町犯罪被害者等日常生活支援助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

箕輪町長

申請者 住 所
氏 名
電 話
生年月日
犯罪被害者との続柄（ ）

箕輪町犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱の規定により関係書類を添えて、
下記のとおり申請及び請求します。

記

1 犯罪被害者の住所・氏名

住 所
氏 名

2 申請金額（申請する項目の□にレ印を付してください。）

☐ 家事、育児及び介護支援費	円
☐ 配食支援費	円
☐ 一時保育支援費	円
☐ 住居の復旧及び防犯対策に要する費用	円
☐ 転居支援費	円
☐ カウンセリング等支援費	円
☐ 報道対応支援費	円
☐ 弁護士相談支援費	円
合計額	円

申請履歴	同一の犯罪被害による助成金の申請有無 ☐ 有 ☐ 無
	有の場合申請した支援の種類 ☐ 家事、育児、介護支援 ☐ 配食支援 ☐ 一時保育支援 ☐ 住居の復旧及び防犯対策に要する費用 ☐ 転居支援 ☐ カウンセリング等支援 ☐ 報道対応支援 ☐ 弁護士相談支援

3 代理申請（代理申請を行わない場合は記載不要）

代理申請をする理由	
代理人氏名	
代理人住所	
代理人連絡先	

4 振込口座

振 込 先	金融機関名	
	本・支店名	
	口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他
	口座番号	
	ふりがな	
	口座名義人	

備考 振込口座は申請者本人の預金口座名義に限ります。

5 誓約・同意事項

- (1) 犯罪被害の原因となった犯罪行為（以下「犯罪行為」という。）が行われた時において、犯罪被害者、遺族又は家族（以下「助成対象者」という。）と当該犯罪行為の加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）がないこと。
 - (2) 犯罪行為につき、犯罪被害者が犯罪行為を誘発していないこと。
 - (3) 犯罪行為につき、犯罪被害者に、その責めに帰すべき行為がないこと。
 - (4) 助成対象者が箕輪町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
 - (5) 他の地方公共団体から転居支援と同種の支援を受けていないこと。
 - (6) 助成金の交付後に、刑法第35条若しくは第36条第1項の規定により罰せられない行為と判明した場合、若しくは助成の交付後に箕輪町犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定による取消しを受けたときは、要綱第10条の規定に基づき、助成金を速やかに返還すること。
 - (7) 要綱第6条により証明すべき事項を町が保有する公簿等により確認すること。
 - (8) 町が、この申請に係る箕輪町犯罪被害者等日常生活支援助成金の交付の可否を決定するために、申請者、その他関係者及び警察その他の関係機関に照会すること。
- (1)から(6)までを誓約し、(7)及び(8)に同意します。

申請者の署名

6 添付書類（次のうち、該当する項目の□にレ印を付してください。）

要 否	チェッ ク欄	必要書類
必要書類	☐	犯罪被害申告書（様式第2号）
	☐	領収証、契約書その他の助成対象費用の内容を証する書類
	☐	申請者が申請時において、町内に住所を有する者又は居住する者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
	☐	犯罪被害者の死亡診断書若しくは死体検案書その他の当該犯罪の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し又は重傷病に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患である場合は、労務に服することができない日数）及び病名を明記したものに限る。）
	☐	申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
該当する場合に添付が必要な書類	☐	申請者が犯罪被害者と事実婚の関係である場合
		申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情であった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）
	☐	代理人による代理申請を行う場合
		代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）
☐	その他町長が必要と認める書（ ）	

犯罪被害申告書

年 月 日

箕輪町長

申告者住所

申告者署名

被害者との続柄

電話番号

箕輪町犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申告します。なお、助成金の交付に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、町が調査し、警察等関係機関が提供することへ同意します。

犯罪被害の概要

ふりがな			
犯罪被害者の氏名			
犯罪被害者の生年月日	年	月	日生
犯罪被害者の住所	〒		
犯罪被害が発生した日			
犯罪被害を受けた場所			
加害者の罪名	<u>判明していない場合は記載不要</u>		
犯罪被害の概要			
被害届の提出	有 ・ 無	届出警察署	警察署
被害届提出日			